

集団的自衛権行使にかかる安全保障関連法案について（会長声明）

私たちは、「社会福祉士の倫理綱領」を遵守する長野県内の社会福祉士により組織した福祉の専門職能団体です。

この倫理綱領前文には、

『われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。』としています。

この精神は、日本国憲法の「基本的人権の尊重」「平和主義」の基本原則と全く共通するものがあります。日本国憲法前文の結びには、『日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う』としています。

安全保障関連法案は、平成 27 年 7 月 16 日衆議院本会議で可決され、参議院に送付されました。このままでは、集団的自衛権の行使の名の下に、我が国が他の国のために戦争をする可能性が出てきてしまいます。

長野県議会においても、「十分かつ慎重な審議」とともに「国民的な理解が得られるよう、国民の疑問や不安を真摯（しんし）に受け止め、分かりやすく丁寧な説明」を求める意見書を可決しました。また、長野県内の 57 市町村議会でも「安全保障関連法案の廃案」や「慎重審議などを求める意見書」を可決しました。

私たちは、『戦争は人類史上最大の人権侵害であり、人間の尊厳を踏みにじるものである』と確信しています。私たちは、社会福祉士の名誉にかけ、全力をあげて「人間の尊厳の保持」「平和擁護」という崇高な理想と目的を追求し続けることを誓います。

よって、私たちは、集団的自衛権の行使を可能にする本安全保障関連法案について反対の意を表明します。

平成 27 年 7 月 21 日

一般社団法人長野県社会福祉士会
会長 三村仁志